# 第1回 小樽市自治基本条例検討委員会での主な意見

## <協働のあり方について>

- 地域に理解のある職員が、現場で市民と一緒に汗を流してまちづくりを進めていくことにより、実効性を伴いながら条例の主旨を深めていくことが、難しい作業ではあるが大切。
- ・市の担当課がきちんと条例を理解して、市民主体の地域のまちづくりを行政が支援する。そうした両輪での取組により住みよいまちになっていくのでは。
- ⇒ 市の職員が地域の実情、まちづくりの活動などを理解した上で、現場で市民主体の 地域のまちづくりを支援して、進めていく。それにより条例の主旨が実態を伴って深 まって、まちづくりも進化していくのでは。

## <条例の周知>

- 条例の周知の仕方として、条文を周知するのではなくて、市内の様々な団体の活動を 条例の実践例として紹介していく。そうした実例を見せていくことで、市民にも実感と して条例の主旨が伝わると思う。条文から、まちづくりに興味を抱く人はいないのでは。 また、条例に愛称をつけて PR していくのも手段の一つでは。
- 条例策定に関わった立場で、ボランティア活動を考えてみると、行政との連携している 部分があり、協働を実感できる。条例を知らない人でも知らず知らずに条例の主旨で ある協働のまちづくりを行っている人もいると思う。
- 周知についての取組について資料4に掲載があるが、4年間では取組としては少なく 感じる。1年間でこなすのであればベター。
- ・市民向けの講座を受講すると、小樽の歴史や資産についてすばらしい価値が再発見できる反面、まだまだ市民全体には理解されていないと思える場面がある。そうしたアナログ的な情報発信もこれからも大切と思うし、また、時代の移り変わりによって、デジタル的な情報の伝わり方は変化している。そうした変化に対応して情報の発信を考えていくことも重要。
  - → ①周知の仕方として、条文を周知しても、それに興味を抱いて、まちづくりに興味を持つ人はいないのでは。実際のまちづくり活動を紹介し、条例の主旨を伝えていく。そうすると条例に興味のない人でもボランティア活動などしている人であれば、条例に共感できる部分もあると思う。
    - ②条例の標題も硬いので愛称をつけて PR するのも手段の一つ。
    - ③周知の取組実績としては、4年間としてもボリューム不足。
    - ④情報の伝え方として、時代の変化に伴って新たな周知についても取組が必要。

#### く行政の体制と職員の意識改革>

- 条例の周知を市民全体にすることも大事だが、市の管理職員や町内会の役員などに理解 してもらうことも大切。
- 自治基本条例は見直し条文も入っているので、育てる条例ともいえる。自治基本条例を作って、市民全員がガラッと変わるのは簡単な話ではないが、職員はもっと早く変わらなければいけない。職員が研修を通じて条例を知ることや、意識改革をしていく必要がある。
- 行政で縦割り的にかかわりのある団体を、どこか特定の部署で集約して把握することが 必要。また、行政とかかわりのある団体がすべてではなく、そうした団体とどのように アプローチしていくのか、どのように支援して接点をつくるのかが大切。
- 自治基本条例の推進の上で、まちづくりを統括して推進する中核部署があることで、まちづくりに対する取り組みが進むと思う。市民に対しても分かりやすい組織体制であるべき。
- まちづくり団体については地域に根ざしている団体や、テーマを元に活動している団体など様々あるが、そうした団体の活動状況などを市が把握をして、そうした団体や町内会などに条例の主旨などを伝えると効率よく条例の主旨を浸透させることができるのでは。
- 団体という形に拘らず、活動している若い人たちもいると思う。そうした人たちの活動 をどのように把握して、どのように支援していくか。今はそのスキームがないのでは。
- ある自治体では市民活動の受け皿となる組織を活動拠点とともに、行政直営で立ち上げている。職員配置は大変と思うが、逆に職員を置くことでまちづくり活動の情報を得ることができる。
- ・現状、町内会には支援員制度がある。そうしたコミュニティへの支援員制度と支援組織 、活動拠点を元にコミュニティと行政がパイプを作れればまちづくりが進化するのでは。
- ・市の支援員制度にしても、町内会側では、やる気のない職員に来てもらうことに抵抗感が潜在的にあるのかもしれない。市サイドから、やる気などの範を示すようなものがないと制度として進んでいかないのでは。
  - → ①前提として、管理職員も含めた市職員が条例の主旨を理解し、意識改革を図ることが必須。
    - ②市内のまちづくり団体との関わりを、縦割りから、横断的に把握する部署が必要であり、その部署がまちづくりを推進・コーディネートする中核部署として活動拠点と共に整備される必要がある。
    - ③まちづくり団体には団体の形に拘らない人も活動しているので、そうした活動の 把握と、まちづくり団体に対して、どのような支援体制で連携を図って接点を作っていくかが重要であるともに、現状の支援制度を検証・見直しすることも必要。

## <条例の見直しについて>

- 自治基本条例はあくまで骨格であるわけだから、条例はそのままにして、例えば、 4,5年後を見越した基本計画をつくるとかもやり方と思う。
- 自治基本条例を策定したときに、他の条例や計画との関係も考えて、細かくなり過ぎないように考え、基本的な文言にした記憶があるので、条文を変えるのは慎重にしたほうがいいと思う。

## く市民の定義について>

- ・ 先日のフォーラムでも議題になっていたが、市民の定義については、商大の学生さんの活動をみても積極的であるし、小樽に住んでいなくても小樽を盛り上げたいという人であれば、市民と捉えて、まちづくりを進めるのがいいと思う。
- ・実際に、小樽に住んでいない人が、強く小樽の街のことを考えているケースがあると思う。そうした人たちに積極的にまちづくりに関っていただけたらと思う。